

# 厚生労働科学研究 「認知症研究開発事業」に係る

## 企画書等審査基準及び採点表

委員名 \_\_\_\_\_

提案者名 \_\_\_\_\_

提案者所属機関及び役職 \_\_\_\_\_

審査項目	配点 (満点)	採点	備考
1. 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項	5点	点	下記ア～ウの平均
ア 研究の厚生労働科学分野における重要性・発展性 ・厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか、研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか	5点	点	
イ 研究の独創性・新規性 ・研究内容が独創性・新規性を有しているか	5点	点	
ウ 研究目標の実現性・効率性、研究者の資質、施設的能力 ・研究期間の目標が明確か、実現可能な研究であるか、各研究が効率的に実施される見込みがあるか、研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか、臨床研究の場合は、疫学・生物統計学の専門家が関与しているか	5点	点	
2. 行政的観点及び効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項	5点	点	
ア 政策等への活用 ・施策への直接反映の可能性あるいは政策形成の課程などにおける参考として間接的に活用される可能性、間接的な波及効果などが期待できるか、これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか、社会的・経済的効果が高い研究であるか イ 行政的緊急性 ウ 他の民間研究などにより代替できるものではないか エ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）			

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

5点：特に優れている、4点：優れている、3点：良好、2点：やや劣っている、1点：劣っている

0点：特に劣っている

### 3. 総合的に勘案すべき事項

- ・いずれの評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
3. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

総合評価
/10
点

評価委員のコメント

評価できる点、推進すべき点
疑問点、改善すべき点、その他助言等
倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください)